



消費税の益税問題、消費税導入時から問題視されていることなので、一度は聞いたことがある人は多いと思います。ここから先は前回の設定を使います。

まず、消費税はその負担は全額最終消費者となるのが、制度設計上の仕組みです。しかし、国に税金を納めるのは最終消費者ではなく、前回のお話のとおり、お店で商品を購入等した最終消費者から消費税を預かったお店 A となります。しかし、この先に益税が生じる仕組みがあります。お店 A が最終消費者から預かった消費税をきちんと計算して納めないでも良いと言う法律があるのです。その仕組みはいくつかありますが、今回は影響の大きい免税に関する話をします。

実は全ての事業者が皆から預かった消費税を納めているわけではありません。小規模の事業者にはその事務負担を軽減する等の政策目的で、免税制度が設けられています。今は売上が 1,000 万円以下の事業者です。勿論、様々な原価や経費が必要なため 1,000 万円売り上げたから消費税 100 万円が全て益税になるというわけではありません。前回のお店 B が免税事業者である場合、納めるべき 40 円が免税となるため、これが益税となります。一事業者当たりでいえば、売り上げ 1,000 万円以下の為、最大が 100 万円ですが、それ以下の数万円から数十万円はお店が納めないで済んでいる消費税が発生することになります。

もう少し詳しく、前話の例で言えば、お店 A はお店 B から商品を仕入れた時に 70 円の消費税を払っていないでも払っていることにしているというのが今の法律です。解り難いですが、お店 B が免税事業者の場合、受け取った 70 円は消費税ではなく、お店 B の売上金の一部となり、仕入れ先 B は国にこの 70 円を消費税として国等に納めません。しかし、**今の法律では仕入れ先 B が納めない 70 円も国等に収められているものとして**、前回のお話のとおり **お店 A は自分が納める消費税の計算において引くことが出来る** (30 円だけ納めれば良い) こととされています (前回の表を参照)。ここに益税が生じることとなるのです。

	消費者	お店A	お店B	事業者C	合計
支払い(購入)額	1,000	700	300	0	-
支払消費税額	①100	70	30	0	200
預かり消費税額	0	100	70	30	200
納付消費税額	0	30	0	30	②60

※お店Bが免税事業者となることにより①消費者が支払った消費税額と②各お店等が納付した消費税額が一致せず、①-②=40円の益税がお店Bに生じる

しかし、よく見てみると、この話には事業者 C も存在します。もしも C が課税事業であれば、C は消費税 30 円を国に納めているからお店 B が預かった 70 円が丸々国の損 (益税) になるわけではないです。上記の通り、本来お店 B が納めるべき消費税 40 円分が事実上益税として存在することになります。

国はこの益税問題を消費税導入から 30 年以上放置してきました。実際には免税事業者となる基準を 3,000 万円から 1,000 万円に引き下げることにより益税を減らす改正は行っていますが。そして、遂にこの益税問題を解消するためにインボイス (仕入れ先がちゃんと税金納めている証明がないと仕入れに掛る消費税を控除できませんよ、という制度) の導入を決めました。次回はこのインボイスと益税の問題点をお話します。